



2022年4月28日

各 位

上場会社名	株式会社ゼンリン
代表者名	代表取締役社長 高山 善司
(コード番号	9474 東証プライム、福証)
問合せ先責任者	執行役員コーポレート本部長 戸島 由美子
(TEL	093-882-9050)

### 定款一部変更のお知らせ

当社は、2022年4月28日開催の取締役会において、2022年6月17日開催予定の第62回定時株主総会に、定款一部変更について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 変更の理由

- (1) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70条)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることから、以下のとおり所要の変更を行うものであります。
- ① 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第15条(電子提供措置等)第1項を新設するものであります。
  - ② 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第15条(電子提供措置等)第2項を新設するものであります。
  - ③ 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
  - ④ 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則をもうけるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。
- (2) 取締役会議事録及び監査等委員会議事録について、電磁的記録による対応も可能となるよう、改めるものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

株主総会開催日	2022年6月17日(予定)
定款変更の効力発生日	2022年6月17日(予定)

以 上

(別紙)

現行定款中変更のない条文の記載は省略しております。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新設)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第29条 取締役会の議事録には、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項を記載し、議長並びに出席した取締役がこれに署名又は記名押印する。</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査等委員会</p> <p>(監査等委員会の議事録)</p> <p>第35条 監査等委員会の議事録には、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項を記載し、出席した監査等委員がこれに署名又は記名押印する。</p> <p style="text-align: center;">附則</p> <p>(監査役の責任免除に関する経過措置) (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(削除)</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる。</p> <p>② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第29条 取締役会の議事録には、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項を記載又は記録し、議長並びに出席した取締役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名する。</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査等委員会</p> <p>(監査等委員会の議事録)</p> <p>第35条 監査等委員会の議事録には、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項を記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名する。</p> <p style="text-align: center;">附則</p> <p>(監査役の責任免除に関する経過措置) (現行どおり)</p> <p>(電子提供措置等に関する経過措置)</p> <p>1. 現行定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び変更案第15条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日(以下「施行日」という。)から効力を生ずるものとする。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6ヶ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第15条はなお効力を有する。</p> <p>3. 本附則は、施行日から6ヶ月を経過した日又は前項の株主総会の日から3ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>